

Ⅶ 自治基本条例

1. 概要

本市では、市民がまちづくりの主体であることを明確にし、市民自治によるまちづくりを進めていくために「自治基本条例」を制定した。

条例の検討は平成12年度から始まり、平成15年度からは市民会議を設置し、約2年間で100回を超える会議を開催し検討した。さらにパブリックコメントで市民意見を募集し、市議会での議論を経て、平成18年第3回定例市議会で議決され、平成19年4月より施行した。

条例の基本理念は市民自治であり、「市民参加」「情報共有」を進めるとともに、「身近な地域のまちづくりの支援」を強化し、市民自治が実感できるまち札幌を目指している。

2. 条例制定の背景

これまでのまちづくりは、国の主導の下、全国一律の基準で推進されてきたが、急激な少子・高齢化の進行など、社会経済情勢の変化に伴い多様化する課題に対して、できるだけ住民に近いところで、地域の実情に応じた的確な対応をするために、地方分権が進められているところである。

これに伴って、自治体が独自に判断できる範囲が広がり、地域課題について、自治体自らの責任において決定し、解決に向かってまちづくりを進めていくことが必要となった。また、歴史や文化、自然など地域の特色を生かした個性あるまちづくりを進めることも必要となっている。一方、地域では、自らの力で課題を解決しようとする町内会やボランティア、NPOなどの活動が盛んになってきている。

厳しい行財政状況の中、札幌市として限られた財源でこれらの課題にどのように対応し、何を優先していくのか、市民が納得のいく選択ができるように必要な情報を得られる仕組みや、市民の意見を市政に反映させる仕組みなどが求められている。このような時代の変化に対応した、市民の力をより生かす自治体運営の仕組みとして「自分たちの地域のことは自分たちで考え、話し合い、行動する」市民自治の重要性が高まっている。

こうした背景から、本市では「自治基本条例」を定め、市民、議会、行政それぞれが役割を果たしながら、力を合わせてまちづくりを進めることを明確にしたものである。

3. 札幌市自治基本条例の特徴

条例では「まちづくり」について、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体として幅広く捉えている。(第2条)

人口190万人を超える大都市である本市においては、身近な地域におけるまちづくりが市民自治を進める大切な基盤となるため、まちづくりセンターや区役所を拠点として地域のまちづくりを支援することを明確にしていることが、本市の自治基本条例の特徴である。(第28条～第29条)

4. 条例のポイント

(1) 市民参加(第21条～第24条)

「市民参加の原則」(第5条第1項)に基づき、政策の立案、実施、評価等の各段階で市政への市民参加を進め、市民の意見を適切に反映させるための市の取組について定めている。

参加機会を設ける場合には、実施時期や方法に留意するとともに、関係する市民が参加でき、性

別・年齢・障がいの有無等で不当に不利益を受けないよう配慮することを規定している。

また、附属機関等への公募委員制度の導入、重要な政策案についての意見公募（パブリックコメント）制度、青少年や子どもたちがまちづくりに参加できるよう配慮することなどを定めている。

(2) 情報共有（第 25 条～第 27 条）

「情報共有の原則」（第 5 条第 2 項）に基づき、市民と共に考え、共に行動しながらまちづくりを進めていくために必要な情報の提供について定めている。

情報公開、個人情報保護制度のほか、まちづくりに必要な情報を速やかに分かりやすく、適切な手段で市民に提供するよう努めることを規定するとともに、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民に積極的に情報提供を行うことを定めている。

(3) 身近な地域におけるまちづくり（第 28 条～第 29 条）

まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めることを規定し、まちづくりセンターが市民の活動の場や機会の充実、情報の共有、連携の促進などの支援を適切に行うことを定めている。

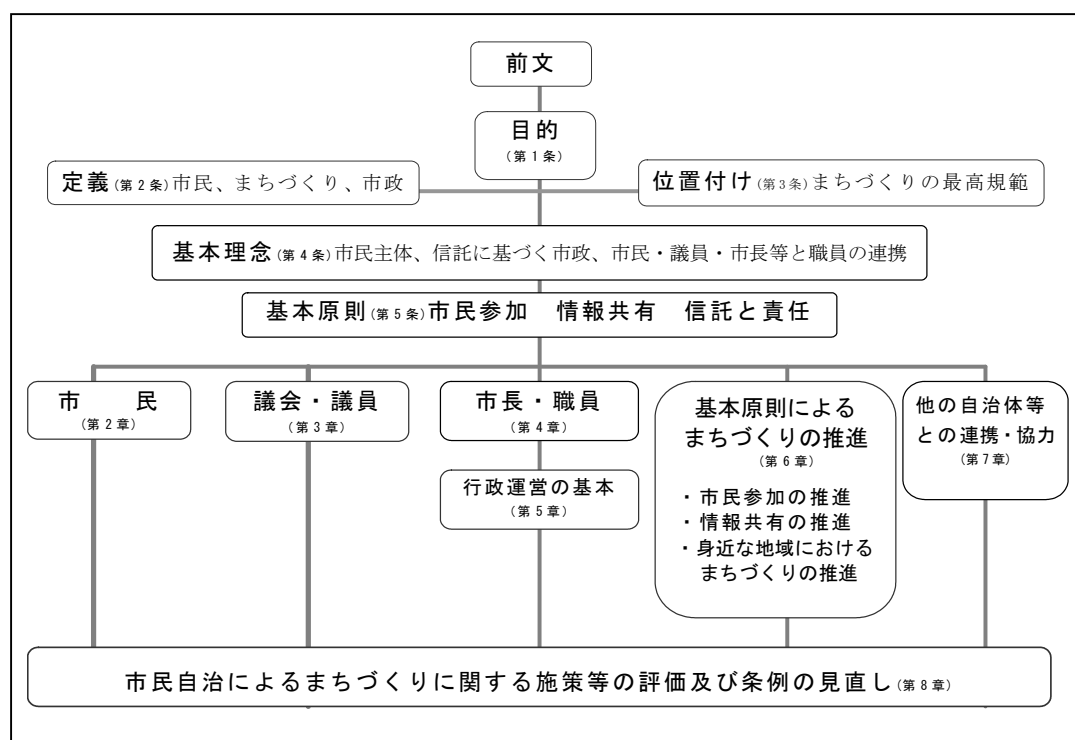
また、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意形成のための支援や、合意された意見の市政反映等に努めることを定めている。

(4) 施策・制度の評価等（第 31 条～第 33 条）

条例では、本市の施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備すること（第 31 条）、また、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずること（第 32 条）とされている。

これらの評価・検討を行うための仕組みの 1 つとして、第 33 条の規定に基づき附属機関「市民自治推進会議」を設け、市民の意見を聴きながら適切な評価・検討を行うよう努めている。

5. 条例の構成



札幌市自治基本条例

平成 18 年 10 月 3 日

条 例 第 41 号

最近改正 令和 4 年 12 月 13 日条例第 48 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

(この条例の位置付け)

第 3 条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(基本理念)

第 4 条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

(まちづくりの基本原則)

第 5 条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

第 2 章 市民

第 1 節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第 6 条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

(市政の情報を知る権利)

第 7 条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

第2節 市民の責務

（市民の責務）

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

（事業者の責務）

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員

（議会の役割及び責務）

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

（市民に開かれた議会）

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

（議員の役割及び責務）

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

第4章 市長及び職員

（市長の役割及び責務）

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

（職員の責務）

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

- 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。
- 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。
- 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。
- 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
- 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

(財政運営)

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。
- 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

(1) 実施の時期が適切であること。

(2) 効果的かつ効率的な方法によること。

(3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。

(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

(住民投票)

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供しよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、法令又は他の条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

- 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。
- 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員 7 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第 2 項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を置くことができる。
- 7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成 18 年条例第 41 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 42 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（札幌市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に札幌市市民自治推進会議（第 1 条の規定による改正後の札幌市自治基本条例第 33 条第 1 項に規定する札幌市市民自治推進会議をいう。以下同じ。）に相当する合議体（以下「旧推進会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第 3 項の規定により札幌市市民自治推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、同日における旧推進会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和 4 年条例第 48 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

VIII 区関係諸規程

1. 札幌市区の設置等に関する条例

昭和 46 年 10 月 9 日

条 例 第 25 号

最近改正 令和 3 年 10 月 5 日条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市の区域を分けて区を設け、区の事務所及びその出張所を置くことを定めるとともに、区の事務所及びその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務を定めるものとする。

(区の設置)

第 2 条 本市の区域を分けて、次の区を設ける。

中央区

北区

東区

白石区

厚別区

豊平区

清田区

南区

西区

手稲区

2 前項の区の区域は、別表のとおりとする。

(区の事務所)

第 3 条 前条第 1 項の区に事務所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
札 幌 市 中 央 区 役 所	札幌市中央区大通西 2 丁目	中 央 区 の 区 域
札 幌 市 北 区 役 所	札幌市北区北 24 条西 6 丁目	北 区 の 区 域
札 幌 市 東 区 役 所	札幌市東区北 11 条東 7 丁目	東 区 の 区 域
札 幌 市 白 石 区 役 所	札幌市白石区南郷通 1 丁目南	白 石 区 の 区 域
札 幌 市 厚 別 区 役 所	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	厚 別 区 の 区 域
札 幌 市 豊 平 区 役 所	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目	豊 平 区 の 区 域
札 幌 市 清 田 区 役 所	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目	清 田 区 の 区 域
札 幌 市 南 区 役 所	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目	南 区 の 区 域
札 幌 市 西 区 役 所	札幌市西区琴似 2 条 7 丁目	西 区 の 区 域
札 幌 市 手 稲 区 役 所	札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目	手 稲 区 の 区 域

2 前項の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区のまちづくりに係る総合調整に関する事項
- (2) 区の住民生活に関する事項
- (3) 区の道路、公園及び河川の管理及び工事に関する事項
- (4) 区の社会福祉、子どもの育成及び保健衛生に関する事項
(区の事務所の出張所)

第4条 北区役所及び南区役所に出張所を設置する。

2 前項の出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

- ※
- 1 第2条第2項の区の区域を示す別表は省略
 - 2 第4条第2項の出張所の名称・位置・所管区域を示す表は省略
 - 3 附則は省略

2. 札幌市区長委任規則

昭和 47 年 3 月 27 日

規 則 第 25 号

最近改正 令和 6 年 3 月 21 日規則第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事務はこれを区長に委任する。ただし、市長が必要と認めたときは、自ら執行するものとする。

- (1) 区長の所管事務に係る諸証明（住居表示に関する証明を含む。）及び公簿の閲覧に関すること。
- (2) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項に規定する自衛官の募集に関すること。
- (3) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条第 2 項及び第 73 条第 2 項の規定による自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項に規定する埋火葬の許可に関すること。
- (5) 子ども医療費の受給資格者の登録に係る資格の得喪及び受給者証に関すること。
- (6) 札幌市子ども医療費助成条例施行規則（昭和 48 年規則第 61 号）第 7 条第 1 項ただし書に規定する方法による助成金の支給に関すること。
- (7) 後期高齢者医療に係る申請書等の受理及び送付に関すること。
- (8) 後期高齢者医療保険料に係る徴収金の徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- (9) 後期高齢者医療保険料に係る諸収入金の還付又は充当に関すること。
- (10) 後期高齢者医療保険料に係る諸支出金の過誤払の返納に関すること。
- (11) 後期高齢者医療に係る過料の徴収に関すること。
- (12) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 28 条に規定する措置に要する費用の徴収に関すること。
- (13) 重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の受給資格者の登録に係る資格の得喪及び受給者証に関すること。
- (14) 重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成方法の特例に係る助成金の支給に関すること。
- (15) 国民健康保険被保険者の資格の得喪並びに被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）及び高齢受給者証に関すること。
- (16) 国民健康保険給付に関すること（診療報酬の支払、柔道整復師に係る療養費の支給及び第三者の行為に係る損害賠償請求権の行使に関するものを除く。）。
- (17) 国民健康保険に係る療養の給付の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- (18) 国民健康保険料に係る徴収金の賦課徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- (19) 国民健康保険料に係る諸収入金の還付又は充当に関すること。
- (20) 国民健康保険料に係る諸支出金の過誤払の返納に関すること。
- (20)の 2 国民健康保険に係る過料の徴収に関すること。
- (21) 国民年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。
- (21)の 2 特別障害給付金に係る請求書等の受理及び送付に関すること。
- (22) 介護保険被保険者の資格の得喪及び被保険者証（資格者証を含む。）に関すること。
- (23) 介護保険の給付に関すること（介護報酬の支払に関するものを除く。）。
- (24) 介護保険に係る利用者負担額の減額又は免除並びに負担限度額及び特定負担限度額に係る認定に関すること。

- (25) 介護保険の利用者負担額減額費の受給資格者の登録に係る資格の得喪及び認定証の交付に関すること。
- (26) 介護保険料に係る徴収金の賦課徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- (27) 介護保険料に係る諸収入金の還付又は充当に関すること。
- (28) 介護保険料に係る諸支出金の過誤払の返納に関すること。
- (29) 介護保険に係る過料の徴収に関すること。
- (30) 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- ※ 附則は省略

3. 教育委員会事務の補助執行について（区関係分抜粋）

昭和 31 年 10 月 19 日札教室第 139 号

各部室長あて、教育委員会通牒

最近改正 平成 29 年 3 月 30 日札教総第 2884 号

札幌市教育委員会事務の遂行上の利便を図り、次に定めるとおり貴職に補助執行願うことについて、市長と協議が整ったので、よろしくお取計らい願います。

区長

- (1) 新入学児童生徒の調査及び就学事務に関すること
- (2) 各区所管区域内転入学児童生徒の学校の指定に関すること
- (3) 地区社会教育活動の振興に関すること
- (4) 地区社会体育活動の振興に関すること
- (5) 所管施設内の図書室及び図書コーナーに関すること

上記に掲げる事務の執行について教育委員会が必要と認めたときは、自ら行うものとする。

4. 札幌市区事務分掌規則

昭和 47 年 3 月 27 日

規 則 第 24 号

最近改正 令和 6 年 3 月 29 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 区の組織及び事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(組織・事務分掌)

第 2 条 区の組織及び事務分掌は、次項及び第 3 項に規定するもののほか、別表 1 のとおりとする。

2 部(別表 1 の部をいう。以下同じ。)に所属する区役所出張所(以下「出張所」という。)の組織及び事務分掌は、別表 2 のとおりとする。

3 部に所属する各所(出張所及び係に準ずるものを除く。)の組織及び事務分掌は、別表 3 のとおりとする。

4 課(別表 1 の課をいう。以下同じ。)及び前項の各所に別に定めるところにより係(係に準ずる各所を含む。)を置くことができる。

(部長等)

第 3 条 部、課及び出張所にそれぞれ長を置き、まちづくりセンターに所長を置く。

2 出張所並びに篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターに次長を置く。

3 特に必要があるときは、担当部長、担当課長若しくは主幹又は担当係長、副主幹若しくは主査を置くことができる。

4 前条第 4 項の規定により置く係又はこれに準ずる各所(以下これらを「係等」という。)に長を置く。

5 前各項に定めるもののほか、部、課、各所又は係等に主任その他必要な職員を置くことができる。

6 第 1 項から第 4 項までに定める職員及び前項に定める主任は、事務職員又は技術職員のうちから、同項に定めるその他必要な職員は、事務職員、技術職員、業務職員又は技能職員のうちから、それぞれ市長が任命する。

7 篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターに置く所長及び次長は、それぞれ篠路出張所及び定山溪出張所に置く長及び次長をもつて充てるものとし、第 5 項の規定により篠路出張所及び定山溪出張所に職員を置くときは、これをそれぞれ篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターの職員に充てるものとする。

(職務)

第 4 条 区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、市民部長がその職務を代理する。

2 前条第 1 項から第 4 項までに定める長(次条において「部長等」という。)は、上司の命を受けてその所管又は分担する事務を掌理し、所属職員又はその事務に従事する職員を指揮監督する。

3 担当部長の分担する事務は区長が、担当課長、主幹、担当係長、副主幹及び主査の分担する事務は部の長が、それぞれ定める。

4 主幹は、上司の命を受けてその分担する事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 副主幹及び主査は、上司の命を受けて、係長又は担当係長と連携して当該副主幹又は主査の分担する事務を処理する。ただし、当該係長又は担当係長に事故があるときは、当該副主幹又は主査限りでその分担する事務を処理することができる。

6 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理し、前条第 5 項に定めるその他必要な職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(代決)

第 5 条 部長等は、自己に事故がある場合に、その事務を代決する者、順序その他必要な事項を、あらかじめ定めておかなければならない。

※ 附則及び別表 1～3 は省略(別表 1～3 については 30～34 ページ参照)

5. 札幌市区における総合行政の推進に関する規則

平成3年6月28日

規則第33号

最近改正 令和4年3月31日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、区の区域内で本市が行う事務事業に関し、区役所及び局相互の連絡調整を円滑にするとともに、区長が地域の課題に応じて必要な調整を行うことにより、区における総合行政の積極的な推進を図り、もって市民福祉の増進、行政の効率的執行及び地域主体のまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「局」とは、札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に掲げる局並びに交通局、水道局、病院局、消防局及び教育委員会事務局をいい、「局長」とは、局（教育委員会事務局を除く。）の長及び教育長をいう。

(総合調整)

第3条 区長は、区における総合行政の推進を図るため、必要な調整を行わなければならない。

2 局長は、区長との連絡調整を緊密に行い、区における総合行政の推進に協力しなければならない。

(情報の提供)

第4条 区長は、区民の要望及び意見その他地域に関する情報を積極的に収集し、関係する局長に提供しなければならない。

2 局長は、その所管する事務事業に関する情報を当該事務事業に係る区長（以下「関係区長」という。）に提供するとともに、必要に応じ、別に定める区長会議においても当該情報を提供しなければならない。

(局区間の協議等)

第5条 区長は、次に掲げる事項について、地域の実情、区民の意見等を踏まえ、関係する局長と協議するものとする。

(1) 区における地域の課題に対応するために必要と認める事項

(2) その他区と密接な関係があり、区長が必要と認める事項

2 局長は、その所管する事務事業に関し計画を策定し、又は変更するときは、関係区長と協議し、区長の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

3 局長は、毎年度当初、その所管する事務事業の実施計画を関係区長に説明するとともに、当該事務事業の実施に当たっては、関係区長の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

4 前2項の規定による協議及び説明は、別表の左欄に掲げる局ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる事項で次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1) 本市の個別計画のうち区の事務事業に関すること。

(2) 主要な事務事業に関すること。

(3) 新規の事務事業に関すること。

(4) 公共施設の整備及び廃止に関すること。

(5) その他区と密接な関係があり、局長が必要と認める事項で次の各号のいずれかに該当するもの

5 区長は、当該区において実施される事務事業について必要があると認めるときは、当該事務事業に係る局長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができる。

(予算の要望)

第6条 区長は、当該区における地域の課題に対応するため必要な事務事業について、その事業化及び予算化を当該事務事業に係る局長に対して要望することができる。

2 局長は、前項の規定による要望があったときは、その要望について留意し、その実現に努めるものとする。

(区企画調整会議の設置)

第7条 第1条の目的に資するため、各区に区企画調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 区長及び部長

(2) その他区長が必要と認める区の職員

3 区長は、必要があると認めるときは、調整会議に区に係る局の職員の出席を求めることができる。

(調整会議の招集等)

第8条 調整会議は、必要に応じて区長が招集する。

2 区長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 区長に事故があるときは、市民部長がその職務を代理する。

(調整会議の協議事項)

第9条 調整会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 区におけるまちづくりに係る総合調整に関すること。

(2) 区における地域の課題に対する調整に関すること。

(3) 区における年次事業予定の策定及び広報に関すること。

(4) 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の総合調整に関すること。

(5) 区民協議会の調整に関すること。

(6) 地区懇談会等の集団広聴の実施に関すること。

(7) 区民からの要望及び相談への対応に関すること。

(8) その他第1条の目的に資するため区長が必要と認める事項

(調整会議の運営)

第10条 調整会議の庶務は、市民部総務企画課において行う。

2 前3条及び前項に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、区長が定める。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

※ 附則は省略

別 表

局	事項
危機管理局	(1) 札幌市地域防災計画及び同計画に基づき定められる個別計画に関する事項 (2) 自主防災組織に関する事項
総務局	(1) 国際化に関する事業のうち区に係る事項 (2) 広報・広聴事業に関する事項
デジタル戦略推進局	(1) 町名変更及び住居表示事業に関する事項

まちづくり 政 策 局	(1) 総合計画及びこれに基づく取組方針等のうち区に関する事項 (2) 統計調査に関する事項 (3) 都市計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (4) 都心まちづくりの計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (5) 総合交通計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (6) 都市再開発に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項
財 政 局	(1) 予算編成方針及び予算執行方針のうち区に関する事項 (2) 税務事務のうち区に関する事項
市 民 文 化 局	(1) 区役所施設の整備等に関する事項 (2) 地域コミュニティ施設の整備等に関する事項 (3) 地域防犯及び交通安全事業に関する事項 (4) 地域のまちづくりに関する事項 (5) 市民まちづくり活動に関する事項 (6) 消費生活に関する事業のうち区に関する事項 (7) アイヌ施策関係事業のうち区に関する事項 (8) 男女共同参画推進事業のうち区に関する事項 (9) 文化に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (10) 文化施設の整備等に関する事項
ス ポ ー ツ 局	(1) スポーツに関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (2) スポーツ施設の整備等に関する事項
保 健 福 祉 局	(1) 保健福祉計画に関する事項 (2) 福祉施設の整備等に関する事項 (3) 保健福祉局所管事業のうち区に関する事項
子 ども 未 来 局	(1) 子ども・子育てに関する総合計画に関する事項 (2) 児童福祉施設の整備等に関する事項 (3) 子ども未来局所管事業のうち区に関する事項
経 済 観 光 局	(1) 産業振興に関する計画のうち区に関する事項 (2) 商店街振興に関する事業のうち区に関する事項 (3) 大規模小売店舗出店情報に関する事項 (4) 経済・産業に関する事業のうち区に関する事項 (5) 観光に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (6) 職業相談に関する事業のうち区に関する事項 (7) 農業に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項
環 境 局	(1) 一般廃棄物処理基本計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (2) 不法投棄関係事業のうち区に関する事項 (3) 廃棄物処理施設の整備等に関する事項 (4) 環境保全に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項
建 設 局	(1) 道路の整備計画及びこれに基づく事業に関する事項 (2) 除雪に関する計画及び事業に関する事項 (3) みどりの基本計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項
下 水 道 河 川 局	(1) 河川、下水道施設の整備計画及びこれに基づく事業に関する事項
都 市 局	(1) 宅地の開発、土地区画整理に関する各計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (2) 市営住宅の整備等に関する事項 (3) 都市局が実施する公共施設保全事業に関する事項
水 道 局	(1) 水道局が実施する事業及び市民サービスのうち区に関する事項 (2) 水道事業に係る施設及び設備の整備等のうち区に関する事項
病 院 局	(1) 病院局が実施する事業及び市民サービスのうち区に関する事項
消 防 局	(1) 消防に関する計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項
教 育 委 員 会 事 務 局	(1) 教育の計画及びこれに基づく事業のうち区に関する事項 (2) 生涯学習事業のうち区に関する事項 (3) 学校の整備等に関する事業のうち区に関する事項 (4) 社会教育施設の整備等に関する事業のうち区に関する事項

6. 札幌市保健福祉部長事務委任規則

昭和 47 年 3 月 31 日

規 則 第 44 号

最近改正 令和 4 年 3 月 31 日規則第 19 号

次に掲げる社会福祉事務は、これを保健福祉部長に委任する。ただし、市長が必要と認めたときは、自ら執行するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 24 条から第 28 条まで、第 30 条から第 37 条の 2 まで、第 48 条第 4 項、第 55 条の 4 第 1 項、第 55 条の 5 第 1 項、第 55 条の 6、第 55 条の 7 第 1 項、第 55 条の 8 第 1 項、第 62 条、第 63 条、第 76 条第 1 項、第 76 条の 2、第 77 条から第 78 条の 2 まで、第 80 条、第 81 条及び第 81 条の 3 の規定により市が実施する事務
- (2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定（第 9 条を除く。）により市が実施する事務
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項、第 21 条の 5 の 4 第 1 項及び第 3 項、第 21 条の 5 の 5 第 2 項（第 21 条の 5 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 21 条の 5 の 6 第 1 項及び第 2 項（第 21 条の 5 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 21 条の 5 の 7 第 1 項、同条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項、第 9 項、第 11 項及び第 13 項（これらの規定を第 21 条の 5 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 21 条の 5 の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 21 条の 5 の 9、第 21 条の 5 の 11 第 1 項、第 21 条の 5 の 12 第 1 項、第 21 条の 5 の 13 第 1 項及び第 3 項、第 21 条の 5 の 29 第 1 項及び第 3 項、第 21 条の 6、第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 26 第 1 項、第 3 項及び第 5 項、第 24 条の 27 第 1 項及び第 2 項、第 31 条第 1 項並びに第 57 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により市が実施する事務
- (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4、第 11 条及び第 27 条第 1 項の規定により市が実施する事務
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 9 条、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定により市が実施する事務
- (6) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 7 項、第 15 条第 4 項（同法別表に掲げる障害の該当性の審査に係るものを除く。）及び第 5 項、第 16 条、第 18 条並びに第 23 条並びに身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 9 条（第 3 項及び第 5 項を除く。）及び第 10 条の規定により市が実施する事務
- (7) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項、第 15 条の 4 及び第 16 条の規定により市が実施する事務
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 17 条、第 19 条及び第 24 条第 1 項（これらの規定を第 26 条の 5 において準用する場合を含む。）、第 26 条の 2、第 35 条から第 37 条まで並びに第 26 条及び第 26 条の 5 の規定により準用する第 5 条第 2 項、第 11 条（第 3 号を除く。）及び第 12 条の規定により市が実施する事務
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項及び第 2 項（いずれも自立支援医療費の支給に関しては育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第 9 条第 1 項（自立支援医療費の支給に関しては育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第 12 条（自立支援医療費の支給に関しては育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）、第 20 条第 2 項及び第 6 項（これらの規定を第 24 条第 3 項及び第 51 条の 9 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 21 条第 1 項（第 24 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 22 条第 1 項、同条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで（これらの規定を第 24 条第 3 項において準用す

る場合を含む。)、第24条第2項、第4項及び第6項、第25条、第29条第1項、同条第4項及び第6項(これらの規定を第34条第2項において準用する場合を含む。)、第30条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第51条の7第1項、同条第2項、第4項及び第6項から第8項まで(これらの規定を第51条の9第3項において準用する場合を含む。)、第51条の9第2項及び第4項、第51条の10、第51条の14第1項、第4項及び第6項、第51条の15第1項、第51条の17第1項、第3項及び第5項、第51条の18第1項、第54条第1項(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第2項(育成医療及び精神通院医療に係るもの並びに更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定を除く。)及び第3項(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第56条第2項及び第4項(いずれも育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第57条(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)、第70条第1項、第71条第1項、第76条第1項及び第3項並びに第76条の2第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第15条、第16条、第26条の7、第26条の8、第32条第1項(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)及び第33条第1項(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。)の規定により市が実施する事務

- (10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第9条、第11条第1項、第12条第1項及び第13条の規定により市が実施する事務
- (11) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第8号)別表第1 4の項の規定により市が実施する事務
- (12) 札幌市障がい者等に対する交通費助成規則(昭和56年規則第41号)の規定による交通費助成に関する事務

※ 附則は省略

7. 札幌市各区選挙管理委員会の事務を補助する職員に関する規程

昭和 47 年 4 月 1 日

訓 令 第 14 号

最近改正 令和 5 年 3 月 28 日訓令第 2 号

区役所市民部に所属する部の長その他の職員は、これを当該区選挙管理委員会の事務を補助する職員に充てる。

※ 附則は省略

8. 札幌市中央区選挙管理委員会事務局規程

昭和 47 年 4 月 6 日

中央区選挙管理委員会告示第 4 号

最近改正 令和 6 年 5 月中央区（選）告示第 6 号

この規程と同趣旨の規程は、各区選挙管理委員会において定めているが、編集の都合上他のものは省略した。

（設置）

第 1 条 札幌市中央区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため、札幌市中央区選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（組織、事務分掌）

第 2 条 事務局の組織及び事務分掌は、別表のとおりとする。

（書記長等）

第 2 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 191 条第 1 項の規定による書記長には区市民部長を、書記には区総務企画課長、区選挙係長及び区選挙係員をもってこれに充てる。

（局長等）

第 3 条 事務局に事務局長、事務局次長、課長、連絡所長及び係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に担当課長若しくは主幹又は担当係長、副主幹若しくは主査、課又は係に主任その他必要な職員を置くことができる。

（充てる職）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる職員には、それぞれ当該右欄に掲げる区職員をもって充てる。ただし、当該区職員（まちづくりセンター主幹を除く。）が置けない場合にあっては、委員長が指名する区職員をもって充てる。

事務局長	市民部長	調査一係長	戸籍住民課戸籍係長
事務局次長	総務企画課長	調査二係長	戸籍住民課住民記録係長
管理啓発課長	地域振興課長	調査担当係長	戸籍住民課担当係長
調査課長	戸籍住民課長	庶務一係員	総務企画課庶務係員
連絡所長	まちづくりセンター所長	庶務二係員	総務企画課地域安全担当係長付きの職員
連絡所主幹	まちづくりセンター主幹（当該まちづくりセンターに主幹が置かれる場合に限る。）	選挙係員	総務企画課選挙係員
庶務一係長	総務企画課庶務係長	広報係員	総務企画課広報係員
庶務二係長	総務企画課地域安全担当係長	管理啓発一係員	地域振興課まちづくり推進係員
選挙係長	総務企画課選挙係長	管理啓発二係員	地域振興課まちづくり調整担当係長付きの職員
広報係長	総務企画課広報係長	管理啓発三係員	地域振興課地域活動担当係長付きの職員
管理啓発一係長	地域振興課まちづくり推進係長	調査一係員	戸籍住民課戸籍係員
管理啓発二係長	地域振興課まちづくり調整担当係長	調査二係員	戸籍住民課住民記録係員
管理啓発三係長	地域振興課地域活動担当係長	連絡所員	まちづくりセンター所員
管理啓発四係長	地域振興課統計担当係長		

（事務分掌の特例）

第5条 委員会は、特別の事情があるときは、第2条の規定にかかわらず、特定の事務について分掌を定めることができる。

（職務）

第6条 第3条の長（以下「事務局長等」という。）は、上司の命を受けて、その所管又は分担する事務を掌理し、所属職員又はその事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受けてその分担する事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

3 副主幹及び主査は、上司の命を受けて、係長又は担当係長と連携して当該副主幹又は主査の分担する事務を処理する。ただし、当該係長又は担当係長に事故があるときは、当該副主幹又は主査限りでその分担する事務を処理することができる。

4 担当課長、主幹、担当係長、副主幹及び主査の分担する事務は、事務局長が定める。

5 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理し、第3条第2項に定めるその他必要な職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

（代決）

第7条 事務局長等は、自己に事故がある場合に、その事務を代決する者及びその順序その他必要な事項を、あらかじめ定めておかなければならない。

（準用）

第8条 前各条に定めるもののほか、非常勤職員（特別職非常勤職員を除く）及び臨時的任用職員の身分取扱い並びに事務局の処務に関し必要な事項は、札幌市選挙管理委員会事務局の例による。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

※ 附則は省略

別 表

組	織	事 務 分 掌
	庶務一係、二係	(1) 事務局の経理に関すること (2) 物品の出納及び保管に関すること。 (3) 投・開票管理者、事務従事者等の選任及び費用の弁償に関すること。 (4) 投票用紙の整備、交付に関すること。 (5) 車両の運行計画に関すること。 (6) 個人演説会等に関すること。
	選挙係	(1) 委員会の運営に関すること。 (2) 規程の制定、改廃に関すること。 (3) 公印の管守に関すること。 (4) 公告式に関すること。 (5) 文書の収受に関すること。 (6) 明るい選挙の啓発に関すること。 (7) 選挙人名簿の調製に関すること。 (8) 在外選挙人名簿の調製に関すること。 (9) 不在者投票事務に関すること。 (10) 期日前投票事務に関すること。 (11) 在外投票事務に関すること。 (12) 直接請求に関すること。 (13) 裁判員候補者予定者の選定に関すること。 (14) 検察審査員候補者予定者の選定に関すること。 (15) 選挙執行の総括に関すること。 (16) 局内他課の主管に属しないこと。
	広報係	(1) 選挙公報に関すること。
管 理 啓 発 課	管理啓発一係、二係、三係、四係	(1) 投票所の投票立会人の選任事務に関すること。 (2) 臨時啓発に関すること。 (3) 違反文書図画の調査等に関すること。 (4) ポスター掲示場の設置及び管理に関すること。
調 査 課	調査一係、二係	(1) 選挙人名簿に係る被登録資格の調査に関すること。 (2) 在外選挙人名簿に係る被登録資格及び被登録移転資格の調査に関すること。
連 絡 所		(1) 投票所の投票立会人の人選に関すること。 (2) 選挙公報の配布に関すること。

9. 札幌市事務専決規程（区関係分抜粋）

平成 11 年 3 月 30 日

訓 令 第 7 号

最近改正 令和 5 年 3 月 28 日訓令第 2 号

（趣旨）

第 1 条 市長の権限に属する事務の専決については、別に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般部局 札幌市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 40 号）第 1 条に規定する局、区及び会計室をいう。
- (2) 行政委員会事務局等 教育委員会事務局（学校以外の教育機関を含む。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局並びに消防局をいう。
- (3) 局長等 一般部局の長、教育次長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議会事務局長及び消防局長をいう。
- (4) 部長等 一般部局及び行政委員会事務局等の部長及びこれに準ずる者（担当部長を除く。）をいう。
- (5) 課長等 一般部局及び行政委員会事務局等の課長及びこれに準ずる者（担当課長及び主幹を除く。）をいう。
- (6) 係長等 一般部局及び行政委員会事務局等の係長及びこれに準ずる者（担当係長、副主幹及び主査を除く。）をいう。

（市長決裁事項）

第 3 条 次に掲げる事務は、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 重要な施策の決定及び変更
- (2) 条例及び規則の制定改廃
- (3) 市議会の招集及び市議会に提出する案件の決定
- (4) 市議会の権限に属する事項の専決処分
- (5) 訴訟、和解（価額が 100 万円未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めることを内容とするものを除く。）、調停並びに重要な不服申立て及び市民要望に関すること。
- (6) 部長職以上の職員の身分取扱い及び勤務命令
- (7) 消防監の職以上の消防職員の任命の承認
- (8) 消防団長の身分取扱い
- (9) 副市長の出張命令
- (10) 予算の補正を要する事業の決定及び変更
- (11) 前各号に準ずる重要異例なもの

（副市長以下の職員の専決事務）

第 4 条 副市長、局長等、部長等、課長等及び係長等の専決する事務は、別表に掲げるところによる。

- 2 前項の規定によるもののほか、副市長は自らの専決に属する事務に準ずる重要異例な事務について、一般部局の部長等は自らの専決に属する事務に準ずる既定計画の執行に伴う事務について、それぞれ専決することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号）別表3に規定する部に準ずる所又は課に準ずる所（課に所属するものに限る。）の長の専決に属する事務のうち、事務の円滑な執行上必要やむを得ないものについては、これらの所の長が所属する部又は課の長が専決することができる。

（担当局長等の専決事務）

第5条 担当局長、市長室長、担当部長、担当課長、主幹及び担当係長（以下「担当局長等」という。）の専決する事務は、必要に応じ、その分担事務を定める者が、前条の規定により専決する職員の例に準じて定めるものとする。

（この訓令に定められていない事務の専決）

第6条 前2条の規定により専決する職員は、この訓令において定められていない事務であっても、自らの専決に属する事務に準ずると認める場合は、これを専決することができる。

2 前項の規定による場合を除き、この訓令において定められていない事務については、当該事務を所管する局長等（選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長を含む。以下この項において同じ。）の専決する事務とする。ただし、局長等は、必要があると認めるときは、所属職員のうち指定する者に当該事務を専決させることができる。

（専決の委譲）

第7条 副市長、局長等、部長等及び課長等並びに担当局長等（担当係長を除く。）は、必要があると認めるときは、第4条第1項及び第2項の規定による自らの専決に属する事務又は第5条の規定により定められた自らの専決に属する事務を、所属職員又は所管事務に従事する職員のうち直近下位の者に専決させることができる。

2 前項の規定により直近下位の職員に専決させる場合は、あらかじめ直近上位の者の承認を得なければならない。この場合においては、総務局長が別に定める事務を除き、その承認を得る前に総務局長、行政部長又は行政部総務課長に協議するものとする。

（専決の特例）

第8条 この訓令の規定により専決する職員は、自らの専決に属する事務であっても、特に重要若しくは異例と認める場合又はこの訓令の規定の解釈上疑義がある場合は、上司の決裁を得るものとする。

（委任）

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

※ 附則は省略

別 表
通則

- 1 以下の(1)から(4)までの各表は、係長等以外の職員の専決事項を定めるものであり、これらの表における局長等、部長等又は課長等の欄の表示の意味は、次に掲げるとおりである。
- (1) 事項の区分及びそれぞれに対応する特定専決権者の区分のいずれにも記載がある場合は、その事項がその特定専決権者の区分に記載された者のみの専決に属するものであることを示す。
- (2) 事項の区分に記載があり、それに対応する特定専決権者の区分に記載がない場合は、その事項がそれを所管するすべての局長等、部長等又は課長等の専決に属するものであることを示す。
- 2 (5)の表は係長等の専決事項を定めるものであり、同表において専決権者の欄に記載がある場合は、その事項がその記載された係長等のみの専決に属するものであることを示し、その欄に記載がない場合は、その事項がそれを所管するすべての係長等の専決に属するものであることを示す。

(1) 一般部局（下水道河川局（下水道事業の執行に係るものに限る。）及び中央卸売市場を除く。）関係

ア 庶務に関する専決事項

番 号	専決事項	副 市 長	局 長 等		部 長 等		課 長 等	
			事 項	特定専決権者	事 項	特定専決権者	事 項	特定専決権者
3	附属機関に対する諮問事項の決定		全てのもの					
4	業務上の事故に対する給付		右以外のもの		10万円未満		5万円未満	総務企画課長
					20万円未満	市民部長、(区)土木部長		
5	業務上の事故に対する応急措置		右以外のもの		全てのもの	市民部長、(区)土木部長		
6	車両に関する業務上の損害賠償の請求		右以外のもの		100万円未満	(区)土木部長	10万円未満	総務企画課長、維持管理課長
					20万円未満	市民部長		
8	寄附受理		右以外のもの		5万円未満	保健福祉部長		
9	係等事務分担の決定				全てのもの			

※ 1、2、7は省略

イ 人事給与に関する専決事項

番号	専決事項	副市長	局長等		部長等	課長等	
			局 項	事 項		事 項	事 項
3	職員の勤務発令	課長及びこれに準ずる者並びに係長及びこれに準ずる者	役付きでない者(部及び課勤務発令に限る。)		係勤務発令		
5	区会計管理者事務代理者の任免		全てのもの	区長			
6	非常勤職員の任免		特別職非常勤職員		特別職非常勤職員を除いた者		
8	臨時的任用職員の任免(任用期間の更新を含む。)				全てのもの		
9	特殊勤務手当の対象業務等の指定				全てのもの		
10	出張命令	局長及びこれに準ずる者に係るもの並びに部長及びこれに準ずる者(区の部長及びこれに準ずる者を除く。)の宿泊を伴うもの	課長及びこれに準ずる者の宿泊を伴うもの 部長及びこれに準ずる者の宿泊を伴うもの		係長及びこれに準ずる者以下の宿泊を伴うもの		
11	出張依頼				課長及びこれに準ずる者の宿泊を伴わないもの	係長及びこれに準ずる者の宿泊を伴わないもの	
12	所属職員の願届処理、扶養手当の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に係る届出の確認及び決定				全てのもの	役付きでない者の宿泊を伴わないもの(市内の地域への出張を除く。)	
13	時間外勤務及び休日勤務の命令					全てのもの	
						係長等専決事項以外のもの	

※ 1、2、4、7は省略

ウ 財務に関する専決事項

番号	専決事項	副市長	局長等		部長等		課長等	
			局 項	特定専決権者	事 項	部 項	事 項	特定専決権者
6	現金分任出納員、物品分任出納員及び物品分任検査員の任免				全てのもの			
7	資金前渡の決定並びに前渡資金を精算する職員及び資金前渡補助職員の指定				全てのもの			
8	収入の調定						全てのもの	
9	支出の命令						全てのもの	経理事務を担当する課長等
10	使用料、手数料等の減免及び分割延納の許可又は承認						全てのもの	
11	債権の放棄		全てのもの					

※ 1～5は省略

エ 工事・設計等に関する専決事項

備考 この表において「設計等」とは、工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量の委託業務をいう。

番号	専決事項	副市長	局長等		部長等		課長等	
			局 項	特定専決権者	事 項	部 項	事 項	特定専決権者
1	工事の施行の決定		右以外のもの	区長	3,000万円未満	(区)土木部長	500万円未満	維持管理課長
					250万円以下		50万円未満	総務企画課長、地域振興課長
2	工事に係る請負契約の締結				250万円以下		50万円未満	総務企画課長、地域振興課長
3	設計等の委託の決定		右以外のもの	区長	300万円未満	(区)土木部長	50万円未満	維持管理課長
					100万円以下			
4	設計等の委託契約の締結				100万円以下			

オ 業務委託及び物品購入等に関する専決事項

備考

- 1 この表において「設計等」とは、工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量の委託業務をいう。
- 2 この表の「物品」には用品を除き、「購入」には製造の請負を含み、「修繕」には改造を含む。
- 3 この表において「会議用食糧費関係物品等」とは、会議等に要する食糧費及び報償的経費に係る物品をいう。
- 4 この表において「部庶務担当課長等」とは、部長等の属する部所の庶務を担当する課長等、会計室の庶務を担当する課長等及び里塚斎場長をいう。
- 5 この表において「指定物品」及び「指定単価契約物品」とは、それぞれ財政局長が別に指定する物品をいう。
- 6 この表において「部長等指定物品」とは、部長等が管財部長に合議して指定する物品及び管財部長が別に指定する物品をいう。

番号	専決事項	副市長	局長等		課長等	
			局 項	部 項	事 項	特定専決権者
1	業務委託（設計等を除く。）契約の締結		右以外のもの	200万円未満	30万円未満	
2	会議等に要する食糧費の支出負担行為（物品の購入として整理されるものを除く。）		右以外のもの	200万円未満（茶菓類に限る。）		
3	報償的経費の支出負担行為（物品の購入として整理されるものを除く。）		200万円以上	200万円未満		
4	物品（会議用食糧費関係物品等を除く。）の購入及び修繕の要求	部庶務担当課長等への要求			30万円未満の物品の購入	
					200万円未満の指定物品の購入	
					200万円未満の物品の修繕	
					200万円未満	
5	物品（会議用食糧費関係物品等を除く。）の購入及び修繕に関する契約の締結	各課直接執行に係るもの		200万円未満の指定単価契約物品	50万円未満の指定単価契約物品	
					10万円未満	
					50万円未満の範囲内で局長等が財政局長に合議して定める額未満の部長等指定物品	局長等が財政局長に合議して定める課長等
					200万円未満の範囲内で局長等が財政局長に合議して定める額未満の部長等指定物品	局長等が財政局長に合議して定める課長等の属する部の部長等

7	会議用食糧 費関係物品 等に係る物 品の購入に 関する契約 の締結	会議等 に要す る食糧 費に係 るもの	各課直接 執行に係 るもの	2万円未満(茶 葉類を除く。)		2万円未満の茶 葉類			50万円未満の指定 物品 10万円未満	部庶務担当課長 等 部庶務担当課長 等
			部庶務担 当課長等 への要求 に係るもの			200万円未満の指定 物品 200万円未満の指定 単価契約物品 2万円未満				
		報償的 経費に係 るもの	各課直接 執行に係 るもの			200万円未満の指定 物品			50万円未満の指定 物品 10万円未満	部庶務担当課長 等 部庶務担当課長 等
8	物品の借受けの契約管理課長への 要求					自動車(借受金額 が50万円以上で、 かつ、借受期間が 3月以上の年度内 借受けに限る。)				
9	物品の借受 けに関する 契約の締結	各課直接執行に係 るもの		右以外のもの (8の項に掲げ るものを除 く。)		200万円未満(8 の項に掲げるも のを除く。)			50万円未満	
10	不用物品の廃棄の決定					全てのもの				
12	生産品等の処分(廃棄処分を除く。)					全てのもの				

※ 11は省略

カ 公有財産に関する専決事項

備考 この表において「自動販売機等」とは、自動販売機、電柱（支柱、支線その他附属設備を含む。）、携帯電話基地局、仮設工作物その他これらに類するものをいう。

番号	専決事項	副市長	局長等		部長等		課長等	
			事項	特定専決権者	事項	特定専決権者	事項	特定専決権者
5	行政財産の目的外使用許可（自動販売機等以外に係るものに限る。）		許可期間が1年を超えるもの		許可期間が1年以下のもの		許可期間が1月以下のもの	
6	普通財産の貸付け（自動販売機等以外に係るものに限る。）		貸付期間が1年を超えるもの		貸付期間が1年以下のもの		貸付期間が1月以下のもの	
7	自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可又は貸付け若しくは私権の設定及び普通財産の貸付け				許可又は貸付期間が1月を超えるもの		許可又は貸付期間が1月以下のもの	
8	不動産の借受け		借受期間が1年を超えるもの		借受期間が1年以下のもの		借受期間が1月以下のもの	
9	部所属施設の管理（5の項から8の項までに掲げるものを除く。）				全てのもの			
10	保管物件及び諸設備の公共用一時貸付け又は使用許可						全てのもの	
11	不動産の登記嘱託						全てのもの	維持管理課長

※ 1～4は省略

(2)～(4) 省略

(5) 係長等の専決事項

番号	専決事項	専決権者
1	諸証明及び閲覧の許可	一般部局の係長等
2	定例の調査統計類の作成及び報告	一般部局の係長等
3	軽易な照会、回答及び資料収集	一般部局の係長等
4	会議室、共用車等の使用申込み及びタクシーチケット等の保管交付	一般部局の係長等
5	所属職員の宿泊を伴わない市内の地域への出張の命令	一般部局の係長等
7	収入金の納入督促及び督促	
8	徴収嘱託	

※ 6は省略

10. 札幌市区民センター条例

昭和 48 年 12 月 20 日

条 例 第 49 号

最近改正 平成 28 年 6 月 3 日条例第 32 号

(設置)

第 1 条 地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もつて地域住民の福祉の増進に寄与するため、本市に区民センターを設置する。

2 区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進するため、コミュニティセンター及び地区センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）の名称及び位置は、別表 1 のとおりとする。

(事業)

第 3 条 区民センター等は、第 1 条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 各種講習会、講演会等の開催、体育、各種野外活動等のレクリエーション活動の推進その他必要な事業を行うこと。

(2) 一般の使用に供すること。

(休館日等)

第 3 条の 2 区民センター等の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 開館時間 午前 8 時 45 分から午後 9 時まで

(2) 休館日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、義務教育終了前の児童が区民センター等を利用できる時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第 4 条 別表 2 に掲げる施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認（以下「使用承認」という。）を与える場合において、区民センター等の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第 5 条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長に別表 2 に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 6 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第 7 条 使用者は、有料施設を使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

第8条 使用者は、有料施設の使用に当たつて特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

(使用等の不承認)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認又は前条第1項の承認（以下「使用承認等」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他区民センター等の管理運営上支障があると認める場合

(承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認等の条件を変更し、有料施設の使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 使用者が使用承認等の条件に違反した場合
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

(入館の制限等)

第10条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区民センター等に入館しようとする者の入館を禁じ、又は区民センター等に入館している者に区民センター等（有料施設を除く。）の使用の停止若しくは区民センター等からの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他区民センター等の管理運営上支障があると認める場合

(原状回復)

第11条 区民センター等を使用した者は、区民センター等の使用を終了したとき、又は前2条の規定により区民センター等の使用の停止を命じられ、若しくは第10条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 区民センター等を使用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

(賠償)

第12条 区民センター等の施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

第13条 市長は、区民センター等の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に区民センター等の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせている場合で、当該指定管理者に係

る指定の期間の満了後引き続き指定管理者の指定をしようとするときは、当該管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体（当該区民センター等を管理するために地縁による団体（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）により設立された団体及び当該設立された団体を主な構成員とする団体並びに当該区民センター等の管理運営に関わりを持つものと市長が認める地縁による団体の推薦を受けた団体に限る。）に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができる。この場合において、当該管理を行っている団体を構成員とする団体にあつては、これを当該管理を行っている団体とみなす。

3 第 1 項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）
- (2) 第 3 条各号に掲げる事業の計画及び実施
- (3) 使用承認等に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げる業務に付随する業務

4 第 1 項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合における第 3 条の 2、第 4 条、第 8 条から第 10 条の 2 まで及び第 11 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金の収受等）

第14条 前条第 1 項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に当該区民センター等の有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の場合においては、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、別表 2 に定める使用料の額と同額とする。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

※ 附則及び別表 1・2 は省略（別表 1 については 52～59 ページの表参照。また、別表 2 については 51 ページの表参照。）

11. 札幌市区民センター条例施行規則

昭和 49 年 1 月 10 日

規 則 第 2 号

最近改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号

(目的)

第 1 条 この規則は、札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の承認等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により条例別表 2 に掲げる施設（以下「有料施設」という。）の使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ使用承認申込書（様式 1）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 8 条の規定により有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、前項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

3 市長は、区民センター等の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させた上、その者に対し使用承認書（様式 2）を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めたときは使用料について使用後の納付を認めることができる。

(使用料の減額又は免除)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額（免除）申請書（様式 3）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、使用料の減額又は免除を決定したときは、使用料減額（免除）決定通知書（様式 4）を交付する。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第 4 条 条例第 6 条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 有料施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の責に帰することのできない事由により使用不能となった場合
- (2) 条例第 10 条第 5 号の規定により使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用日の 6 日前までに使用者から使用の取下げ又は変更の申出があった場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めた場合

(遵守事項)

第 5 条 区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
 - (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
 - (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - (5) その他職員の指示に従うこと。
- 2 使用者は、有料施設の使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 入場人員は各室の定員を標準とし、入場者の整理を適切に行うこと。
 - (2) 承認を受けた施設及び備品以外は使用しないこと。

(販売行為等の禁止)

第6条 区民センター等を利用する者は、区民センター等において物品その他の物を販売し、又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第7条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合における第2条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「納付させた」とあるのは「支払わせた」と、「様式2」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同項ただし書中「納付」とあるのは「支払」とする。

2 条例第14条第5項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第3号までのいずれかに掲げる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が相当の事由があると認めた場合
(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

※ 附則及び様式は省略

12. 札幌市区民センター等使用承認取扱要領

平成元年 3 月 28 日

市民局長 決 裁

最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号。以下「条例」という。）第 3 条の 2 の開館時間、第 4 条の使用の承認、第 5 条の使用料及び第 9 条の使用等の不承認並びに札幌市区民センター条例施行規則（昭和 49 年規則第 2 号。以下「規則」という。）第 6 条の販売行為等の禁止について必要な事項を定める。

(開館時間等)

第 2 条 次の各号の一に該当するときは、条例第 3 条の 2 第 1 項ただし書きに規定する「特に必要があると認めるとき」に該当するものとする。

- (1) 夜間区分を午後 10 時まで超過して使用しようとするものがあるとき
- (2) 全日区分を午後 10 時まで超過して使用しようとするものがあるとき
- (3) 公用又は公共用の使用にあたって午後 9 時以降使用しようとするものがあるとき

2 次の各号の一に該当するときは、条例第 3 条の 2 第 2 項ただし書きに規定する「特に認めた場合」に該当するものとする。

- (1) 保護者と一緒に利用する場合
- (2) 保護者に代わる 18 歳以上の者と一緒に利用する場合

(受付日及び時間)

第 3 条 区民センター等の窓口における使用承認申込及び使用料納付受付日は、休館日以外の日（以下「開館日」という。）とする。

2 区民センター等の窓口における使用承認申込の受付及び使用料納付の受付は午前 8 時 45 分から午後 9 時までとする。ただし、第 2 条第 1 項各号の規定によるとき、午後 10 時まで超過して受付するものとする。

(受付期間等)

第 4 条 区民センター等の使用承認申込書の受付期間は、次のとおりとする。

- (1) ホールの使用は、使用日の 3 か月前の日（3 か月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日までの間とする。
 - (2) ホールを除く各室の使用は、使用日の 2 か月前の日（前々月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日までの間とする。ただし、ホールで行う講演会、音楽会、その他地域住民を対象とする事業に伴う出演者等の更衣、休憩、待機等のための控室として併用する必要があると認められる場合は、2 室までに限り、ホールと同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときの使用承認申込書の受付期間は、使用日の 1 か月前の日（前月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日までの間とする。
- (1) 国又は地方公共団体が、その職員を対象として内部的な会議、研修、行事等を行うため使用するとき。
 - (2) 企業、個人事業主その他の営利又は営業を目的とする者が使用するとき。
 - (3) ホールの一部を使用するとき。
 - (4) 飲酒を主たる目的として使用するとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときの使用承認申込書の受付期間は、使用日の6か月前の日（6か月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日までの間とする。
- (1) 国又は地方公共団体が、地域住民を対象として、住民の福祉の増進若しくは住民の交流の推進に役立つ事業又は行政サービスの一環としての説明会、臨時窓口開設等の事業（委託した事業を含む。）を行う場合
- (2) 連合町内会区域以上の地域的規模を有する住民組織等の公共的な団体が、地域住民を対象として、住民の福祉の増進又は住民のコミュニティ活動の推進に役立つ事業を行う場合
- (3) 前2号に掲げるほか、区長が特に必要やむを得ないと認める場合
- 4 前3項の規定にかかわらず、1時間単位での使用承認申込書の受付期間は、使用日の5日前の日から使用日までの間とする。
- 5 区民センター等の使用希望者は、使用承認申込書の受付期間が第1項に定める場合に限り、それぞれの室の受付開始日の7開館日前から前開館日までの間に使用承認申込書を預けることができる。
- 6 前項の規定により使用承認申込書を預けた者の使用決定は、それぞれの室の受付開始日に行うものとする。この場合、使用承認申込書を預けた者及び第5条第4項の規定により予約の申し出をした者の間の使用希望が重複したときには、公開抽選により使用者を決定するものとする。
- 7 受付開始日において政治団体又は宗教団体とその他の者との間で使用希望が重複した場合は、前項の規定にかかわらず、その他の者の使用を優先する。
- 8 条例別表2備考1(1)～(4)については、前後の利用者の希望が重複した場合は、公開抽選により使用者を決定する。

（登録利用者）

第5条 区長が特に認めた者は、窓口における使用承認申込に代えて、各センターの状況に応じ、電話、ファクス又はインターネットによる使用承認申込ができるものとする。この場合、必要事項を申し出ることをもって使用承認申込書を提出したものと見なすものとする。

- 2 前項の使用承認申込の受付期間は、前条の規定によるそれぞれの室の受付開始日から使用日の2受付日前までを原則とする。ただし、区長が認めた場合は使用日の前日及び使用日にも使用承認申込ができるものとする。
- 3 第3条の規定は、第1項の使用承認申込について準用する。ただし、インターネットによる場合は年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）以外の日の午前8時45分から午後11時までとする（メンテナンス等に伴い停止する場合を除く。）。
- 4 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者は、使用承認申込書の受付期間が前条第1項に定める場合に限り、それぞれの室の受付開始日の7日前から2受付日前まで（区長が認めた場合は受付開始日の前日まで）の間に、受付開始時に申込みの効力を発するよう予め申し出ておくことができる。

（使用の承認）

第6条 窓口において使用承認申込があったときは、使用承認しない場合及び第4条第5項の規定による場合を除き、区長は速やかに使用の承認を決定する。このとき、使用承認書は使用料を納付させた後に交付するものとする。

- 2 第4条第5項又は第5条の規定により使用承認申込があったときは、区長は使用の承認を決定し、使用の承認が決定した旨を電話・ファクス・メール等により伝える。このとき、使用承認書は使用料を納付させた後に交付するものとする。

（使用料の納付時期）

第7条 使用料は、使用の前までに納付するものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は区長が決定する納期限までに納付するものとし、納期限までに納付されない場合は、区長は使用承認を取り消すことができるものとする。

2 使用料納付前に使用の取下げを申し出た者は、その翌日から起算して7日以内に使用料を納付するものとする。

3 規則第4条の規定により使用料が還付される見込みがある場合で区長が特に必要と認めるときの前2項の使用料の納付は、使用料と還付額の差額の納付に代えることができるものとする。

4 国又は地方公共団体が使用する場合は、規則第2条第3項ただし書きの規定により、使用料について使用後の納付を認めることができる。

(使用料の未納)

第8条 区長は、前条第1項及び第2項で定める納期限までに使用料を納付しなかった者（以下「使用料未納者」という。）に対し、前条第1項及び第2項で定める納期限の翌開館日から起算して20日目の日（この日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、その他の休日（以下「休日等」という。）にあたるときは、その直前の休日等以外の日）を納期限とした納付依頼書を送付する。

2 前項の納付依頼書は、前条第1項及び第2項で定める納期限の翌開館日に送付する。

3 使用料未納者に対しては、使用料を納付するまでの間、市内全ての区民センター等において、使用料未納後の使用承認申込を不承認とする。

4 前条第1項で規定する納期限を超過しても使用料が未納の場合には、督促等を行う。

(使用承認の条件等)

第9条 条例第4条第2項の規定により「使用について条件を付することができる」場合は、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 中学生以下の生徒・児童の団体が使用するとき。

(2) 不特定多数の市民が参集する事業で使用し、入場料等（入場券、金券、整理券等名称を問わず入場料等の徴収を目的とした証票の発行を含む）を徴収するとき。

(3) 会費等（運営費、受講料、月謝等名称を問わずサークル等の開催や運営のために徴収する金品を含む）を徴収するサークル等が使用しようとするとき。

(4) 飲酒を主たる目的として使用しようとするとき。

2 前項各号に付することができる条件は、次のとおりとする。

(1) 第1号に該当するときは、保護者又はこれに代わる18歳以上の者を同席させるものとする。

(2) 第2号に該当するとき（第11条の規定を適用する場合を除く。）は、入場料等の額及び実費（使用料、講師謝礼、材料費等）の内訳が分かる関係資料を必要に応じ提出させるものとする。

(3) 第3号に該当するときは、会費等の額及び実費（使用料、講師謝礼、材料費等）の内訳が分かる関係資料を必要に応じ提出させるものとする。

(4) 第4号に該当するときは、夜間のみ使用させるものとする。ただし、酩酊して他人に迷惑を及ぼす等、区長が特に好ましくないときと認めるときは、使用を中止させるものとする。

3 ホールの一部を使用する場合の使用承認の基準は、次のとおりとする。

(1) ホールの2分の1を単位として使用を承認するものとする。

(2) 同一時間帯に2者にホールの一部使用を承認する場合は、2者の使用内容、使用形態、使用目的等の別に関わりなく使用を承認するものとする。

(使用の不承認)

第10条 条例第9条第3号に定める「その他区民センター等の管理運営上支障があると認める場合」は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 自ら使用する実際の必要がないにもかかわらず使用承認の申込みをしている場合
- (2) 葬儀のため使用しようとするとき。ただし、遺体の搬入や宿泊がなく、ろうそく・線香等の火気の使用がない、偲ぶ会・お別れ会形式のものは除くこととし、遮音性のある部屋に利用を限定する。
- (3) 宗教的宣伝活動のため使用しようとするとき。
- (4) 使用料未納者が使用しようとするとき。ただし、区長が使用料について使用後の納付を認めた場合はこの限りではない。
- (5) その他区民センター等の設置目的に照らし区長が特に好ましくないと認めるとき。
(販売行為等の承認)

第 11 条 規則第 6 条ただし書の規定により販売行為等の承認をすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 音楽会、演芸会等のプログラム、研修会等のテキスト、料理・工芸等の実習等で使用する材料等をこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合
- (2) 行政の指導による啓発活動に伴う販売行為等である場合
- (3) 町内会等の住民組織、NPO 団体、福祉団体、ボランティア団体その他市が支援し、又は指導・育成している団体が、その活動資金を得るための事業又はチャリティ事業として実施する販売行為等である場合

2 前項第 3 号の規定により販売行為等を承認する場合は、使用承認申込の際に販売行為等計画書（様式 1）を提出させる。

3 第 1 項第 3 号の規定により販売行為等を承認できるのは、1 団体につき原則月 1 回とする。
(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第 12 条 条例第 13 条第 1 項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合におけるこの要領の適用については、第 4 条第 3 項、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 9 条第 2 項及び第 10 条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第 3 条、第 6 条～第 8 条、第 9 条第 2 項及び第 10 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 7 条、第 8 条第 3 項中「納付する」とあるのは「支払う」と、第 6 条中「納付させ」とあるのは「支払わせ」と、第 7 条第 1 項中「納付され」とあるのは「支払われ」と、第 3 条、第 7 条第 3 項、第 8 条及び第 10 条中「納付」とあるのは「払込」と、第 8 条及び第 10 条中「未納」とあるのは「未払」とする。

2 第 7 条第 4 項の規定について、国又は地方公共団体以外が使用する場合でも、指定管理者が必要やむを得ないと定めた場合は、利用料金について使用後の払込を認めることができる。

※ 附則及び様式は省略

13. 札幌市地区集会所条例

昭和 25 年 4 月 1 日

条 例 第 13 号

最近改正 平成 24 年 10 月 3 日条例第 39 号

第 1 条 本市に市民の集会等の用に供するため、地区集会所（以下「集会所」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表 1 のとおりとする。

第 2 条 集会所は、下記各号の一に該当する集会を行なう場合にはこれを使用することができない。

- (1) 風俗又は公安を害する虞れのある場合
- (2) 集会所及び備付物件をき損、滅失する虞れのある場合
- (3) その他市長において不適當と認める場合

第 3 条 集会所を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

第 4 条 市長は、管理上必要があると認めたときは、その使用につき条件をつけることができる。

第 5 条 集会所の使用料は、別表 2 のとおりとする。但し、専ら公益のために使用するもので、市長が必要と認めたときは、これを減免することができる。

第 6 条 使用料は、第 3 条による承認を受けるときは納付しなければならない。

第 7 条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 8 条 使用者が集会所使用にあたって、特殊物品の搬入又は特別の設備をしようとするときは、予め市長の承認を受けなければならない。

第 9 条 次の各号の一にあてはまるときは、市長はその使用条件を変更し、使用を停止し又は使用承認を取消することができる。

- (1) この条例及びこれに基く規則に違反したとき。
- (2) 使用料承認の条件に違反したとき。
- (3) 公益上已むを得ない事由が生じたとき。

第 10 条 使用を終つたとき、又は使用承認を取消されたときは、使用者は直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。但し、前条第 3 号の場合は、この限りでない。

使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行しその費用を徴収する。

第 11 条 使用者が建物又は附属物若しくは備付物品をき損滅失したときは、市長の定めるところによってその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、市長は賠償額を減額又は免除することができる。

第 12 条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

※ 附則及び別表は省略（別表については 44 ページの表参照）

14. 札幌市地区集会所条例施行規則

昭和 25 年 4 月 1 日

規 則 第 18 号

最近改正 平成 6 年 3 月規則第 33 号

第 1 条 この規則は、札幌市地区集会所条例（昭和 25 年条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 集会所を使用しようとするものは、札幌市地区集会所使用承認申請書（様式 1）に所定の事項を記入し、市長に提出しなければならない。

第 3 条 市長が使用を承認した場合は、所定の使用料を納付させた上、使用者に対し札幌市地区集会所使用承認書（様式 2）を交付する。

第 4 条 条例第 7 条の規定により、市長は、次の各号の一に該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰することのできない事由により使用不可能となった場合
- (2) 条例第 9 条第 3 号の規定により使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用の承認後、使用日の 5 日前までに使用承認の取消し又は変更の申し出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めた場合

第 5 条 使用者は集会所の内外において売店を設け、又は行商をなし、若しくは金品の寄附募集等の行為をなし、又はなさしめる場合は、市長の承認を受けなければならない。

第 6 条 返還の際は使用者において取片付の上、清潔に掃除をしなければならない。市長が特に必要と認める場合は、前項の保証として、その費用に相当する金額を予め納付させることがある。

※ 附則及び様式は省略

15. 札幌市民交流広場条例

平成8年3月29日

条 例 第 39 号

最近改正 平成17年10月4日条例第98号

(設置)

第1条 本市は、市民に多様な憩いと集いの場を提供することにより、地域住民のコミュニティ活動の助長及び都市における市民の交流の促進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、市民交流広場（以下「広場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市厚別中央市民交流広場	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目
札幌市清田市民交流広場	札幌市清田区平岡1条1丁目

(使用の承認)

第2条 広場（駐車場を除く。）の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を与える場合において、広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第3条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が別に定める場合に限り、減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用者は、広場を承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

第6条 使用者は、広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他広場の管理運営上支障があると認めるとき。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項若しくは第6条の承認（以下「承認」という。）の条件を変更し、又は承認に係る使用の停止を命じ、若しくは承認を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 使用者が承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(入場の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場を利用しようとする者の入場を禁じ、又は広場を利用している者の退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 次条（第8号を除く。）の規定に違反したとき。
- (4) その他広場の管理運営上支障があると認めるとき。

(行為の禁止)

第10条 広場内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、使用者が第5号から第7号までに掲げる行為を市長の承認を得て行うときその他市長が特に認めるとき、又は市長が広場の管理運営上必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設、備品等をき損し、若しくは汚損し、又は土石を採取すること。
- (4) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- (5) 所定の場所以外へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (6) 物品その他の物を販売し、若しくは販売させ、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせること。
- (7) 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- (8) その他市長が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為

(利用の禁止又は制限)

第11条 市長は、広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又は広場を利用する者の危険を防止するため、区域を定めて、広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(原状回復)

第12条 使用者は、承認に係る使用を終了したとき、又は承認に係る使用の停止を命じられたとき、若しくは承認を取り消されたときは、その使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(賠償)

第13条 施設、備品、花木等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

※ 附則及び別表は省略（別表については64ページの表参照）

16. 札幌市民交流広場条例施行規則

平成8年5月7日

規則第44号

最近改正 平成28年3月31日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市民交流広場条例（平成8年条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認等)

第2条 条例第2条第1項の規定により広場の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用承認申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条の規定により広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

3 市長は、広場の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させたうえ、申請者に対し使用承認書（様式2）を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料について使用後の納付を認めることができる。

(使用料の減額又は免除をすることができる場合等)

第3条 条例第3条第2項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 公共団体又は公共的団体が使用する場合であって、市長が特に認めるとき

(2) その他市長が特に認める場合

2 条例第3条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、前条第1項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

(使用料の還付をすることができる場合)

第4条 条例第4条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 第2条第3項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の責に帰することができない事由により使用が不能となった場合

(2) 条例第8条第5号の規定により使用の承認を取り消した場合

(3) 使用者が使用開始の日の5日前までに使用の承認の取消し又は変更を申し出た場合において、市長がこれについて相当の事由があると認めるとき。

(使用期間の制限)

第5条 条例第2条第1項の規定により市長の承認を受けて広場を使用する場合の使用期間は、引続き3日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、市民文化局長が定める。

※ 附則及び様式は省略

17. 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例

令和4年10月6日
条 例 第 41 号

町内会は、札幌市内の各地域において、日常の交流を通じて、地域住民の福祉や防災・防犯、環境美化、冬季の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支え、地域コミュニティの中核として、札幌市の発展に大きく寄与してきました。

しかし、少子高齢化や世帯構成の変化、共同住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、生活様式や個人の価値観の多様化などに伴い、町内会においては、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの傾向があり、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

近年、超高齢社会の進展や共働き世帯の増加、自然災害の増加などに伴い、高齢者や子どもの日頃の見守り、非常時の助け合いなどの地域住民相互の支え合いが必要となる場面が増加しており、様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持のためには、町内会における親睦や交流により形成される地域住民同士の顔の見える関係が、ますます重要となっています。

こうした背景を踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティを将来にわたって維持していくためには、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、世代を超え、時代を超えてしっかりと共有していくことが必要です。

札幌市では、まちづくりに関する条例として、札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例を定めています。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域の町内会の活動を将来にわたって地域住民、事業者及び市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方、市の責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体をいう。
- (2) 町内会の連合体 複数の町内会により組織された連合町内会、町内会連合会等の団体をいう。
- (3) 地域コミュニティ 本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。

（基本的な考え方）

第3条 町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的な考え方として行われるものとする。

- (1) 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。
- (2) 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有するものであること。
- (3) 町内会の活動は、地域住民の交流によって、相互に協力しながら、自主的に行われるものであること。
- (4) 町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

(町内会等の地域における役割)

第4条 町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

- 2 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の積極的な提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。
- 3 町内会は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会への加入を促すよう努めるものとする。
- 4 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。
- 5 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要に応じて、市、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と調整等を行うよう努めるものとする。
- 6 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、自らも地域コミュニティを構成する一員であることを認識し、町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らも地域コミュニティを構成する一員として、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

(住宅の建築等を行う事業者等の役割)

第7条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。）を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立に資する情報の提供に努めるものとする。

- 2 住宅の賃貸又は管理を行う事業者は、当該住宅に入居している者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入に資する情報の提供に努めるものとする。
- 3 住宅の建築等を行う事業者及びその関係団体は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務等)

第8条 市は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性に鑑み、町内会の維持及び活動の活性化を進めるために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合には、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。

3 市は、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 職員は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、その活動の更なる活性化を推進する視点に立って、職務を遂行するものとする。

5 職員は、職務を通じて、町内会の活動に関わることへの理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(加入促進等)

第9条 市は、地域住民の町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(負担軽減)

第10条 市は、町内会の維持及び活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援を行うものとする。

(広報啓発)

第11条 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解及び関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加及び協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施するものとする。

(人材育成等)

第12条 市は、町内会の維持及び活動の活性化を担う人材の育成及び確保に必要な施策を実施するものとする。

(意見交換会等)

第13条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、及び実施する際には、町内会及び町内会の連合体の意見を勘案することとし、必要に応じて、意見交換会、意向調査等を実施するものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備するものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

18. 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業運営要綱

平成 28 年 2 月 16 日 市民まちづくり局長決裁

(最近改正 令和 2 年 1 月 20 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業（以下「未来まち事業」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 未来まち事業は、各地域で進行の異なる人口減少や少子化・超高齢社会といった社会構造の変化により複雑多様化する地域課題等、地域の実情をしっかりと見つめ、市民、企業など地域で活動する様々な団体や人材と行政が、知恵を出し合い、地域の課題や目指すべき将来像を共有し、これらを解決、実現する「徹底した地域主義」で、心豊かで明るいさつぽろの未来を築くため、様々な事業を通じて、区や地域の特性を活かした市民自治の精神に基づく市民の主体的なまちづくり活動を支援することを目的とする。

(実施内容等)

第 3 条 区長は、前条の目的を達成するために、下記の事業を実施する。

- (1) 地域住民のふれあい・交流、まちづくり団体による情報の共有・交流やネットワークの形成など、地域住民の主体的なまちづくり活動を支援するために効果的な事業
- (2) 区や地域が持つ自然・文化・歴史・産業・教育研究機関・企業などの資源や人材を活用し、又は様々な地域課題の解決に向けて実施する事業
- (3) 地域のまちづくり活動を通じて、男女共同参画の推進、豊かなスポーツ環境の創造、高齢者の生涯学習や生きがいづくりを行うことを目的とした事業
- (4) 区民協議会の活動への支援や同協議会の意見等を活かして区のまちづくりを活性化することを目的とした事業
- (5) 将来の展望とその実現に向けた活動指針である「地域まちづくりビジョン」に資する事業

2 市民文化局長は、前条にある目的を達成する事業のうち、全市的に実施することが効果的と認める事業を実施することができる。

(事業の定期的な見直し)

第 4 条 区は、地域の特性や状況などを考慮し、定期的な見直しを行い、事業展開の硬直化を招かないよう努めるものとする。

(計画書の提出)

第 5 条 市民文化局長は、年度ごとに未来まち事業を実施するに当たって必要な事項を定め、実施方針として区長へ通知する。

2 区長は、前項にある実施方針に基づき「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業計画書」（以下「実施計画書」という。）を策定し、年度当初に市民文化局長に提出するものとする。

(区と事業部局との連携・調整)

第 6 条 区長は、前条の実施計画書の策定及び事業の実施に当たっては、必要に応じて当該事業に係る局（以下「事業部局」という。）と協議及び連携するとともに、関連する法令・例規、計画等の趣旨を十分に踏まえて実施するものとする。

2 区長は、事業に相当の効果が認められ、継続又は規模を拡大して実施する必要があるときは、事業

部局に当該事業を引き継ぎ、又は事業部局と協働で行うよう調整するものとする。

（市民文化局の支援）

第7条 市民文化局長は、事業の円滑な推進を図るために、区長に対し必要な情報の提供を行うとともに、前条における区と事業部局との連携・調整に当たっては、適切な支援を行うものとする。

（予算の配分）

第8条 市民文化局長は、第5条の実施計画書の提出があったときは、速やかに予算の配分手続きを行うものとする。ただし、全市的な観点から必要がある場合は、予算の一部を保留し、別途に配分することができる。この場合の手続きは、市民文化局長が別に定めるものとする。

（報告）

第9条 区長は、当該年度が終了したときは、実施事業の実績等について、別に定める様式により報告書を作成し、市民文化局長に報告するものとする。

（留意事項）

第10条 区長は、事業の実施に当たっては、第2条及び第3条の趣旨に留意し、札幌市予算及び会計規則に基づき適正かつ効果的な運営を図るように努めなければならない。

（補則）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則（平成28年2月16日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（元気なまちづくり支援事業運営要綱の廃止）

2 元気なまちづくり支援事業運営要綱（平成17年3月8日制定）は、廃止する。

附 則（令和2年1月20日）

1 この要綱は、令和2年1月20日から施行する。

19. 札幌市福祉に関する事務所設置条例

昭和 46 年 12 月 21 日

条 例 第 48 号

最近改正 令和 3 年 10 月 5 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により、福祉に関する事務所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第 2 条 福祉に関する事務所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(所務)

第 3 条 福祉に関する事務所は、法第 14 条第 6 項に規定する事務のほか、市長の定める事務を取り扱う。

※ 附則は省略

別 表

名 称	位 置	所 管 区 域
札幌市中央区保健福祉部	札幌市中央区大通西 2 丁目	中央区の区域
札幌市北区保健福祉部	札幌市北区北 24 条西 6 丁目	北区の区域
札幌市東区保健福祉部	札幌市東区北 11 条東 7 丁目	東区の区域
札幌市白石区保健福祉部	札幌市白石区南郷通 1 丁目南	白石区の区域
札幌市厚別区保健福祉部	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	厚別区の区域
札幌市豊平区保健福祉部	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目	豊平区の区域
札幌市清田区保健福祉部	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目	清田区の区域
札幌市南区保健福祉部	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目	南区の区域
札幌市西区保健福祉部	札幌市西区琴似 2 条 7 丁目	西区の区域
札幌市手稲区保健福祉部	札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目	手稲区の区域

20. 札幌市保健所及び保健センター設置条例

平成9年3月28日

条 例 第 7 号

最近改正 令和3年10月5日条例第28号

(保健所の設置等)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、本市に保健所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
札 幌 市 保 健 所	札幌市中央区大通西19丁目	市 内 全 域

(保健センターの設置等)

第2条 法第18条の規定に基づき、本市に保健センターを設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

※ 附則及び別表は省略（別表については65ページの表参照）